

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

当行では、「金融円滑化管理に関する方針」に基づき、新規融資・貸付条件の変更等への適切な対応や経営改善・事業再生支援など、お客さまの経営実態や特性等を十分に踏まえ、きめ細かな対応に努めてまいりました。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末に期限を迎えますが、当行の対応方針は変わるものではありません。

今後も、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業のお客さまへの円滑な資金供給や資金繰りに関する相談および住宅ローンをご利用のお客さまからの返済計画見直し等のご相談について、公正、迅速、丁寧な対応に努めてまいります。

金融円滑化管理に関する方針（抜粋）

お客さまから事業資金や住宅資金に関するお借入につき、その返済に支障が生じるなどの事情によりご相談があった場合（事業再生ADR 手続、企業再生支援機構からの要請等を含む）は、お客さまの事業についての改善又は再生の可能性や収入の状況などを勘案しつつ、できる限り返済条件の変更などの措置をとることができるよう努めます。

上記返済条件の変更などにあたっては、必要に応じ適切に他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努めます。

・適切な審査等

新たなお借入や借入条件の変更にあたっては、お客さまの事業の特性、実態や将来的な展望等を踏まえ、適切な審査に努めます。

・経営相談等

お借入のあるお客さまとの継続的な関係において、お客さまの事情などを踏まえ、必要に応じ適切に経営相談などの取組みに努めます。

・お客さまへの説明

お客さまへの説明にあたっては、お客さまの知識・理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と説明を行います。

・ご相談・苦情・紛争等への対応

お客さまからのご相談、苦情及びお客さまとの間の紛争には、真摯な姿勢で、公正・迅速かつ適切に対応し、お客さまの理解と納得を得て解決するよう努めます。